

総務事務システムを使用する場合の給与関係手続等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月十日

## 広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

### 広島県人事委員会規則第三号

#### 総務事務システムを使用する場合の給与関係手続等の特例に関する規則

##### (趣旨)

第一条 この人事委員会規則は、総務事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第二条 この人事委員会規則において「総務事務システム」とは、任命権者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用して職員の給与及び旅費の支給その他総務事務を集中的に処理する仕組みであつて、任命権者が管理するものをいう。

2 この人事委員会規則において「給与関係手続等」とは、職員の給与の支給に關する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）、職員の通勤手当に關する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第十六号）、職員の住居手当の支給に關する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第一号）、単身赴任手当に關する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）又は職員の育児休業等に關する規則（平成四年広島県人事委員会規則第二号）の規定に基づき書面又は様式により行うこととされている届出その他の手続きをいう。

##### (給与関係手續等の特例)

第三条 総務事務システムを使用して行われた給与関係手續等については、当該給与関係手續等に係る人事委員会規則の規定により行われたものとみなす。

##### (添付書類の提出の特例)

第四条 給与関係手續等において添付することとされている書類について、総務事務システムを使用して提出することができない場合は、当該手續等の後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

##### (雑則)

第五条 この人事委員会規則に定めるものを除くほか、総務事務システムを使用して給与關係手續等を行う場合の特例に關し必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。  
(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)
- 2 職員の給与の支給に関する規則の一部を次のように改正する。  
第十六条の二を削る。

3

(職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

職員の住居手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第十条の二を削る。